

社会福祉法人 鶴舟会
理事長 退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴舟会（以下「法人」という。）役員等報酬規程第3条第3項の規定に基づき、理事長が退任したとき、又は傷病等により日常業務に関与しなくなったとき評議委員会の承認を経て退職慰労金及び見舞金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(基準額)

第2条 退職慰労金は、理事長を被保険者とする定期生命保険又は障害保険（以下「定期生命保険等」という。）において、前条に該当した時に得る解約返戻金の額の範囲内で、評議員会において承認された額とする。

(基準額の算定)

第3条 退職慰労金の基準額は、次の各号に掲げる在任期間に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 在任期間15年以上 解約返戻金の額の100%
- (2) 在任期間10年以上15年未満 解約返戻金の額の75%
- (3) 在任期間10年未満 解約返戻金の額の50%

(在任期間)

第4条 在任期間は1年を単位とし、端数月がある場合は1年とする。

(死亡退職慰労金)

第5条 在任中に死亡した場合は、定期生命保険等の死亡給付金の額に第3条所定の割合を乗じて得た額を死亡退職慰労金として支給する。

2 死亡退職慰労金は遺族に支給する。

3 前項の遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者なき場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(見舞金)

第6条 在任中に傷病等により入院又は通院した場合は、定期生命保険等の医療給付金の額に相当する額を見舞金として支給する。

(定期生命保険等の締結)

第7条 法人は退職慰労金の支払いに際し一時的な資金負担を軽減するため、法人は法人の指定する生命保険会社と理事長を被保険者とする定期生命保険等の契約を締結する。

2 理事長が退任したときは退職慰労金の全部又は一部として、この保険契約上の名義を理事長に変更の上保険証券を交付することがある。この場合、保険評価額は解約返戻金相当額とする。

3 新任の理事長については、就任後速やかに契約手続きを取るものとする。

(重複する退職慰労金及び退職給付金の取扱い)

第8条 本規程による退職慰労金には、職員として支給すべき退職給付金を含まない。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議をもって行なう。

附則

本規程は、平成30年11月14日から施行する。